

事前申込書

年 月 日

宇多津町長 殿

申込者 住 所  
法 人 名  
代表者名  
電話番号

宇多津町社宅整備補助金事前申込書

宇多津町社宅整備補助金の交付を受けたいので、次のとおり事前協議を申し込みます。

1 補助金額について

申請予定の補助金額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助対象社宅について ※記入欄に書ききれない場合は、別紙一覧を添付すること

■社宅を賃借する場合に記入

賃貸借契約日又は予定日	年 月 日
契約の名義	
補助対象社宅の住所 (全部屋番号を記入)	(〒 _____ )  戸数： _____ 戸

■社宅を取得（建設・購入）する場合に記入

登記年月日又は予定日	年 月 日
登記の名義	
補助対象社宅の住所 (全部屋番号を記入)	(〒 _____ )  戸数： _____ 戸

3 補助金の交付にあたっての確認事項

(1) 定義

- 社宅… 事業者が従業員の居住を目的として貸与するため、賃借又は取得した住宅をいう。
- 従業員… 期間の定めのない労働契約により事業者には雇用された者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者として雇用された者を除く。）で、町民税の納税義務者である者をいう。
- 補助対象期間… 補助年度の前年度の1月1日から補助年度の12月31日まで。

(裏面あり)

**(2) 補助対象者** (下記のすべてに該当すること)

- 法人格を有する団体であること (国・地方公共団体、その関係機関は除く)。
- 宇多津町の町税を滞納していないこと。
- 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) でないこと。
- 役員が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。) でないこと。
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者でないこと。

**(3) 補助対象社宅** (下記のすべてに該当すること)

- 申請者が、補助対象期間に宇多津町内に新たに賃借又は取得した住宅であること。
  - 当該社宅に、従業員(※)が補助対象期間に町外から転入し居住していること。
  - 当該従業員が、補助年度の 1 月 1 日において当該住宅に住居登録をしていること。
- ※従業員とは、期間の定めのない労働契約により事業者へ雇用された者で、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 2 条に規定する短時間労働者として雇用された者を除きます。

**(4) 本申請時の際に必要な提出書類**

(事前申込時は不要です)

- 宇多津町社宅整備補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- 法人の登記事項証明書
- 宇多津町における町税の完納証明書
- 要件確認申立書 (様式第 2 号)
- 補助対象社宅入居者の雇用及び住民登録に関する調書兼誓約書 (様式第 3 号)
- 社宅を賃借した場合、賃貸借契約の内容及び社宅として利用する目的で賃借することが確認できる書類 (賃貸借契約書、入居者への引渡し書等の写し)
- 社宅を取得した場合、当該事実を確認できる書類 (建築工事請負契約書、売買契約書等の写し)